

令和6年10月24日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 春名雅行

宍粟市特別職等の期末手当支給割合等について（答申）

令和6年10月2日付宍総総第337号にて、当審議会に対し諮問された市長、副市長及び教育長並びに議会議員（以下「市長等」という。）の期末手当支給割合等について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

市長等の期末手当支給割合については0.10月引き上げることが適当である。

職の別	期末手当支給割合	
	現行	答申
市長、副市長及び教育長	4.20月	4.30月 (0.10月引上げ)
市議会議員	4.20月	4.30月 (0.10月引上げ)

審議経過・審議内容等

1. はじめに

令和6年10月2日に市長から当審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、市長等の期末手当支給割合等について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、令和6年人事院勧告において、一般職の職員の期末手当の支給割合を0.10月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長等の期末手当の支給割合等を人事院勧告に準じて改定することの是非について、当審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

当審議会においては、次に掲げる観点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ・ 人事院勧告による一般職の職員の改定状況
- ・ 近隣団体及び県内の類似する団体との比較
- ・ 市長等の職務、職責、活動等の状況
- ・ 市議会議員の活動状況等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和6年10月2日（水）	諮問、資料説明、質疑応答、方向性の審議

【検討に用いた資料】

- ・ 議会の役割、市長の役割
- ・ 過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

- ・ 令和 6 年人事院勧告（給与勧告のポイント）について
- ・ 市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 特別職等の報酬及び期末手当支給率の推移
- ・ 令和 5 年度市長・副市長・教育長の公務について
- ・ 令和 5 年度宍粟市議会開催等の状況
- ・ 令和 5 年度宍粟市議会報告会地区別参加人数
- ・ 令和 5 年度議員定数の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 令和 5 年度政務活動費収支報告一覧
- ・ 令和 5 年度会議への出席状況について

3. 審議内容

昨年度の審議会では特別職の期末手当は人事院勧告に準じて改正しても良いのではないかとの意見を受けて、本年度の審議会では、人事院勧告は社会情勢を反映したものであり、宍粟市において独自に調査することが難しいと意見があった。

また、本年の人事院勧告にて改定される内容となっている地域手当については、過去に支給されていた調整手当は市長、副市長及び教育長の給料月額に含めることで廃止した経緯があり、本年の人事院勧告にて改定される内容となっている地域手当については、調整手当と同様に支給しないことで意見が一致した。

これらの状況を踏まえ、総合的に審議を行った結果、期末手当の率の改定は審議会を開催して議論を行わず、人事院勧告に準じて行うこととし、必要に応じて宍粟市特別職報酬等審議会条例の改正も含めて、市で対応いただくことが望ましい。また、過去の審議会の経緯も含めて地域手当については特別職には支給しないことが妥当であるとの結論に達した。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・人事院勧告以上のベースアップを行う場合は、審議会の意見を求める必要がある。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
春名 雅行	宍粟市連合自治会 会長	会長
中津 恵美子	宍粟市商工会 女性部 部長	職務代理者
尾崎 里実	宍粟市消費者協会 会計	
飯塚 裕二	西兵庫信用金庫 常務理事	
恵美 好文	公募委員	